

# 隨時監査（工事監査）結果報告書

今 治 市 監 査 委 員



監 第 9 4 号  
平成 28 年 6 月 28 日

今 治 市 長 菅 良 二 様  
今 治 市 議 会 議 長 渡 辺 文 喜 様

今 治 市 監 査 委 員 川 口 義 輝  
同 谷 口 芳 史

随 時 監 査（工 事 監 査）の 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、平 成 27 年 度 の 随 時 監 査（工 事 監 査）を 行 っ た  
の で、そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 提 出 す る。



# 監査結果報告書

## (工事監査)

### 1 監査の対象

- I 港改第2号・港単第2号・港振国第3号・港振単第2号 臨港道路片原町線整備工事
- II 単下補第2号 第3圧送汚水幹線移設工事(その2)
- III 水産第1号・水単建第1号 大浜漁港(砂場地区)公園施設整備工事(土木)
- IV 今水工配施第23号・今水工給水第23号 別宮町九丁目配水管布設替工事

### 2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
平成28年1月13日～平成28年2月23日	川口義輝・達川雄一郎
平成28年2月23日～平成28年6月28日	川口義輝・谷口芳史

### 3 監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図書等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会へ技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

### 4 監査の結果

対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。なお、工事別の所見は次のとおりである。

## 5 個別工事についての所見

### I 港改第2号・港単第2号・港振国第3号・港振単第2号 臨港道路片原町線整備工事

#### (1) 工事の概要

##### ア 工事場所

今治市片原町二丁目

##### イ 請負金額

50,760,000 円

##### ウ 請負業者

桜井工業株式会社

##### エ 工期

平成27年9月4日～平成28年2月29日

##### オ 主管課

農水港湾部 港湾建設課

##### カ 工事概要

- (港改第2号) 交通広場整備 1式 (インターロッキング工 A=1033 m<sup>2</sup>)
- (港単第2号) 付帯工 1式 (インターロッキング工 A=103 m<sup>2</sup>)
- (港振国第3号) 外構整備 1式 (インターロッキング工 A=891 m<sup>2</sup>)
- (港振単第2号) 外構電気整備 1式 (屋外照明灯 N=5本)

#### (2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

##### ア 設計に関する書類

特記仕様書は、共通仕様書の付け足しのような位置付けで作成されているが、①一般事項、②使用材料に関する事項、③今回工事の施工に関する事項、の構成により、以下の点に留意して作成されたい。

- ① 一般事項では、準拠すべき仕様書や基準、住民への広報、市街地のための安全対策（保安柵・交通誘導員の配置など）、環境対策などを記載する。
- ② 使用材料に関する事項では、「インターロッキング」の規格、品質規格証明書の提出、設計図書との照査と現地調査の実施、設置計画、施工管理、品質管理などを詳細に記載する。さらに、「マンホール蓋高さ調整」の使用材料、製品性能証明書の提出、マンホールの事前調査と測量、設置計画、施工管理、品質管理などについて詳細に記載する。

③ 今回工事の施工に関する事項では、隣接する工事との調整方法・注意事項などを詳細に記載する。

#### イ 施工計画書等

施工計画書は工事施工の基準書であることから、監督員はその内容を点検し、特に各種表の問題点・間違い、説明文の内容や構成の不備・間違いなどについての指導を行い、施工計画書の内容の充実に努められたい。なお、具体的な項目は以下のとおりである。

- ① 施工計画書に、今治市土木工事共通仕様書で定められている主要船舶・機械の項目が無かった。
- ② 指定機械の表に、指定機械以外の機械が記載されていた。
- ③ 現場組織表のトップは現場代理人とすべきところ、今治市長が記入されていた。また、夜間の連絡先も未記入であった。
- ④ 施工方法について、以下のとおり今治市土木工事共通仕様書で指示されている内容が反映されていないものがあった。
  - (i) 仮設備計画として、現場平面図に作業位置、土留ライン、保安柵設置位置(保安柵の詳細)、交通誘導員の配置、現場事務所などの位置を記入した仮設備計画図などの記載がなかった。
  - (ii) 工事施工に先立って行う地下埋設物等の調査のための試験掘りの計画について記載がなかった。
  - (iii) 仮設土留工についての記載がなかった。
- ⑤ 施工方法は、最初に全体の施工フローを添付し、次に、各工種の説明を行うという構成にするなど、施工方法を吟味し、現場に即したわかりやすい内容にするよう努められたい。
- ⑥ 品質管理の項目は、コンクリートしか記載されていないが、インターロッキング・ヒューム管・鋼製品・二次製品・基礎材・グレーチング・照明関連製品なども記載されたい。
- ⑦ 出来形管理の項目は、側溝・縁石・ブロック舗装のみ記載されているが、今治市土木工事施工管理基準に従い、路盤・路床・照明柱基礎コンクリートなども記載されたい。
- ⑧ 出来形管理は、品質管理と同様の項目・工種について記載されたい。
- ⑨ 施工管理計画に、段階確認の項目が無く、対象項目・工種・時期・回数の記載がない。段階確認は、施工管理計画の5番目の項目として必ず記載されたい。

### (3) 現場施工状況調査における所見

工事は仕上げの段階に入っており、これからインターロッキングや、車道の路床工の施工の段階であった。

このような状況の中で現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、現場施工状況調査の結果を示す。

## 新工法の承認願について

本工事では、縁石の目地に「目地王」を使用しており、ネティスにも登録されている新工法であるが、今後の維持管理の観点から、承認事項として承認願いを提出させるようにされたい。

## Ⅱ 単下補第2号 第3圧送汚水幹線移設工事(その2)

### (1) 工事の概要

#### ア 工事場所

今治市常盤町一丁目外

#### イ 請負金額

57,240,000円

#### ウ 請負業者

いづも株式会社

#### エ 工期

平成27年7月30日～平成28年3月18日

#### オ 主管課(工事担当課)

上下水道部 下水道業務課(下水道工務課)

#### カ 工事概要

(単下補第2号) 汚水 DCIPφ700mm L=76.80m  
DCIPφ600mm L=75.91m

### (2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

#### ア 設計に関する書類

(ア) 特記仕様書は、①一般事項、②使用材料に関する事項、③今回工事の施工に関する事項、の構成により作成されるべきであるが、一般事項に関する項目がなかったため、準拠すべき仕様書や基準、住民への広報、市街地のための安全対策(保安柵・交通誘導員配置など)、環境対策などを記載されたい。

(イ) 特記仕様書の今回工事の施工に関する事項では、先行工事との工程調整の方



法、設計図書の照査と現地調査の実施・報告、設置計画、施工管理、品質管理、段階確認が必要な工種・時期・頻度などを詳細に記載されたい。

#### イ 施工計画書等

施工計画書は工事施工の基準書であり、監督員はその内容を点検し、特に各種表の問題点・間違い、説明文の内容や構成の不備・間違いなどについての指導を行い、施工計画書の内容の充実に努められたい。なお、具体的な項目は以下のとおりである。

- ① 施工体系図の監理技術者の欄に、主任技術者の氏名が記載されていた。
- ② 主要船舶・機械の表に、指定機械に記載すべき発電機・振動ローラーが記載されていた。
- ③ 品質管理において、ダクティル鑄鉄管（各種）、マンホール（各種）などの主要使用材料承諾手続、材料受入れ検査などの計画が無いので記載されたい。
- ④ 品質管理表には、出来形管理表に記載されている、函渠工のヒューム管や排水設備工のヒューム管・二次製品・鋼製品などの項目が無いので記載されたい。
- ⑤ 出来形管理は、品質管理と同様の項目・工種について記載されたい。
- ⑥ 段階確認について、段階確認予定表が添付されているだけであったので、施工管理計画の5番目の項目として必ず記載されたい。

### (3) 現場施工状況調査における所見

工事は先行工事の遅延で、本格的な工事着手が出来ない状態であった。工事の着手準備は完了しているが、残りの日数をみると、工期内完成はかなりの努力が必要で予断を許さない状況であった。

このような状況の中で現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、現場施工状況調査の結果を示す。

#### 工程管理について

大幅に工事着手が遅れているので、新たに変更工程表を作成するなどして、工程の把握・管理に努められたい。

### Ⅲ 水産第1号・水単建第1号 大浜漁港(砂場地区)公園施設整備工事(土木)

#### (1) 工事の概要

##### ア 工事場所

今治市砂場町

##### イ 請負金額

42,822,000 円

ウ 請負業者

曾我部建設株式会社

エ 工期

平成 27 年 6 月 26 日～平成 28 年 2 月 26 日

オ 主管課

農水港湾部 水産課

カ 工事概要

(水産第 1 号)	土工 1 式
	擁壁工 1 式
	排水工 1 式
	付帯工 1 式
(水単建第 1 号)	土工 1 式
	擁壁工 1 式

## (2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

ア 設計に関する書類

特記仕様書は、共通仕様書の付け足しのような位置付けで作成されているが、①一般事項、②使用材料に関する事項、③今回工事の施工に関する事項、の構成により、以下の点に留意して作成されたい。

- ① 一般事項では、準拠すべき仕様書や基準、住民への広報、一般交通・船舶に対する安全対策、環境対策などを記載する。
- ② 使用材料に関する事項では、二次製品の規格、品質規格証明書の提出、設計図書  
の照査と現地調査の実施、設置計画、施工管理、品質管理などを詳細に記載する。
- ③ 今回工事の施工に関する事項では、競合する工事との調整方法・注意事項などを  
詳細に記載する。

イ 施工計画書等

施工計画書は工事施工の基準書であり、監督員はその内容を点検し、特に各種表の問題点・間違い、説明文の内容や構成の不備・間違いなどについての指導を行い、施工計画書の内容の充実に努められたい。なお、具体的な項目は以下のとおりである。

- ① 現場組織表に事務・労務・工程・安全の各管理係と安全巡視員の記載がなかった。
- ② 施工方法は、最初に全体の施工フローを添付し、次に、各工種の説明を行うという構成にするなど、施工方法を吟味し、現場に即したわかりやすい内容にするよう努められたい。

- ③ 指定機械の表に、主要船舶・機械へ記載すべきコンクリートポンプ車・タンパが記載されていた。
- ④ 主要船舶・機械に、指定機械であるバックホー・振動ローラーが記載されていた。
- ⑤ 施工管理計画に、写真管理、段階確認の項目がないので記載されたい。
- ⑥ 品質管理は、項目がコンクリートしか記載されていないが、インターロッキング・二次製品・基礎材・グレーチング・自由勾配側溝などの主要使用材料承諾手続、材料受入れ検査などの計画などについても記載されたい。
- ⑦ 出来形管理に表示されている二次製品・路盤・グレーチング・ヒューム管などの品質管理項目が無いので記載されたい。
- ⑧ 出来形管理は、品質管理と同様の項目・工種について記載されたい。
- ⑨ 写真管理の表は、添付されているが、一般的な表をコピーしているだけで、この現場の工事内容に適合した具体的な項目を記入した表にすること。

### (3) 現場施工状況調査における所見

工事は最終段階になっており、これからインターロッキングや、舗装の施工の段階であった。

このような状況の中で現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、現場施工状況調査の結果を示す。

#### 現場施工状況について

バックホーの年次点検シールの貼り忘れやバックホーのバケット・排土板を地面に降ろしておくことなどが忘れられていたので、指導・監督に努められたい。

## IV 今水工配施第 23 号・今水工給水第 23 号 別宮町九丁目配水管布設替工事

### (1) 工事の概要

#### ア 工事場所

今治市別宮町九丁目

#### イ 請負金額

42,789,600 円

#### ウ 請負業者

株式会社さくら工業

#### エ 工期

平成 27 年 9 月 10 日～平成 28 年 2 月 26 日

オ 主管課（工事担当課）

水道部 水道総務課（水道工務課）

カ 工事概要

施工延長 L=618.3m

DGXE φ 200 L=494.2m

既設消火栓 φ 75 N=4 基

給水切替 N=53 件

## （２）書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

ア 設計に関する書類

（ア） 特記仕様書は、①一般事項、②使用材料に関する事項、③今回工事の施工に関する事項、の構成により作成されるべきであるが、一般事項に関する項目がなかったため、準拠すべき仕様書や基準、住民への広報、市街地のための安全対策（保安柵・交通誘導員配置など）、環境対策などを記載されたい。

（イ） 特記仕様書の配管工では、「GX 形ダクタイル鋳鉄管、配水用ポリエチレン管」の採用、設計図書の照査と現地調査の実施、既設管の事前調査と測量、配管計画、施工管理、品質管理などを詳細に記載されたい。

（ウ） 特記仕様書の今回工事の施工に関する事項では、埋設管理者との協議・立会、設計図書の照査と現地調査の実施・報告、設置計画、施工管理、品質管理、段階確認が必要な工種・時期などを詳細に記載されたい。

イ 施工計画書等

施工計画書は工事施工の基準書であり、監督員はその内容を点検し、特に各種表の問題点・間違い、説明文の内容や構成の不備・間違いなどについての指導を行い、施工計画書の内容の充実に努められたい。なお、具体的な項目は以下のとおりである。

- ① 施工計画書に、今治市土木工事共通仕様書で定められている主要船舶・機械の項目が無い。
- ② 現場組織表のトップは現場代理人とすべきところ、社長が記入されていた。また、夜間の連絡先も未記入であった。
- ③ 現場管理の項目に工程・品質・出来形・安全・機械・事務・労務担当者と安全巡視者の各担当者の記載がなかったため記載されたい。
- ④ 指定機械の表に、バックホウ・発電機・振動ローラーなどの記載が無い。
- ⑤ 主要船舶・機械に指定機械のバックホウ・発電機が記載されていた。
- ⑥ 施工方法について、以下のとおり今治市土木工事共通仕様書で指示されている内

容が反映されていないものがあった。

- (i) 仮設備計画として、現場平面図に作業位置、土留ライン、保安柵設置位置(保安柵の詳細)、交通誘導員の配置、現場事務所などの位置を記入した仮設備計画図などの記載がなかった。
  - (ii) 工事施工に先立って行う地下埋設物等の調査のための試験掘りの計画について記載がなかった。
  - (iii) 仮設土留工についての記載がなかった。
- ⑦ 施工方法は、最初に全体の施工フローを添付し、次に、各工種の説明を行うという構成にするなど、施工方法を吟味し、現場に即したわかりやすい内容にするよう努められたい。
  - ⑧ 施工管理計画に、写真管理・段階確認の項目が無いので記載されたい。
  - ⑨ 施工管理計画の各項目において、管理項目を明示する表が全く無いので作成し添付するようにされたい。なお、出来形管理は、品質管理と同様の項目・工種について記載されたい。
  - ⑩ 品質管理について、配管材(各種)、弁や栓(各種)、アスファルトなどの主要使用材料承諾手続、材料受入れ検査などの計画が無いので追加されたい。

### (3) 現場施工状況調査における所見

工事は順調に推移しており、現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

## 6 各工事共通の所見

各工事に関して、特に留意が望まれる共通の指摘事項については下記に示すとおりである。

### 書類調査における所見

#### (1) 施工計画書等

施工計画書の作成について、請負業者から照会があった場合には、愛媛県ホームページに掲載されている「愛媛県土木工事施工管理マニュアル」の「施工計画書の作成について」を参考にするよう説明しているとのことであるが、施工計画書の内容の充実を図るため、施工計画書の作成方法を参考にしようとする全ての請負業者にこのことがわかるようにあらかじめ示しておかれたい。

#### (2) 現場事前調査

本工事の請負者は、現場事前調査や設計図書の照査を行い、「問題は無い。」と口

頭で報告をしているとのことであるが、その旨を、必要書類を添付して報告書で提出させるよう検討されたい。